

# 税務相談室

## 遺産分割 (3)

税理士  
坂西 史也



ハッピーハウス税務相談室  
電話 092(915)7030

### 隠された遺産

遺産目録の封を開いて驚いた。「父の入院中に多額の預金を引き出されていた。」「ビルの名義人がいつの間にか変わっていた。」など…相談室ではときとしてそんな嘆きを聞くことがある。そこで今回は、隠された遺産と生前贈与について考えてみよう。

### ◆遺産分割と生前贈与の関係

勝手に持ち出された財産は相続人全員の共有財産としてその返還を求めることができる。一方、生前に贈与された財産については返還を求めることはできないが、遺産分割に際して「特別受益」としてその分、相続の額は減らされる。このように、生前の贈与と死を条件とする贈与(相続)はバランスがとられているのだ。

### ◆持ち出された遺産

相続税の申告に際しては相続人全員が同一書面に署名押印するので、勝手に財産を持ち出した相続人は申告をためらうだろう。そんな心理を読んで、税務調査では、亡くなった人の介護期間や療養中

などに動かされた財産の行方を徹底して追跡する。もちろん、その先に隠れた遺産があることを想定していることだ。

### ◆相続財産とみなされる贈与

亡くなる前の三年間に行われた贈与はなかつたものとみなされ、相続財産として課税される。また、将来のために子や孫の名義で積み立てた預貯金も、それが亡くなった人の財産を財源とし、かつ、亡くなった人の管理下に置かれていた事実が明らかになれば、「子や孫の名義を借りた亡くなった人の財産(名義預金)」として相続財産の課税対象に加えられる。

### ◆調査で発覚した遺産

税務調査で「持ち出された財産」や「名義預金」の存在が明らかになれば、これらも遺産分割の対象に加えられる可能性はある。その場合、「持ち出された財産」はやむを得ないとしても、「名義預金」については故人の希望通りに名義人になった子や孫に帰属させてやるのが人情ではないかと思う。

## 住まいと相続

## 相続問題は誰にでも起こり得る ②

～エンディングノート活用法その1～

「相続でもめるなんて資産家にしか関係ない」と思っている人も、人ごとではないかも。ファイナンシャルプランナー土井さんによる相続トラブルを避ける為のポイント解説です。



1級ファイナンシャル  
プランニング技能士  
土井 健司さん

相続が発生した際に、一番問題になってくるのが、「資産の全容が分からない！」ことです。どんな資産・負債があるのか、本人でさえ把握するのが大変なのに、「死人に口なし」となった後に、遺族が資産把握を行うのは至難の業です。

そこで登場するのが「エンディングノート」です。2011年に映画「エンディングノート」が公開されてから一気に世間に知られるようになりましたが、中に以下の情報が書き込めるようになっていきます。

- ・自分の生年月日、家系図、学歴
- ・親族や関係者の住所、電話番号、葬儀告知の有無
- ・介護や治療について、告知はしてもらいたいのか、終末治療の希望、臓器提供や献体
- ・資産と負債について、銀行の口座、カード、その他金融資産や借入先の情報
- ・葬式とお墓について、何人く

らい呼ぶか、どこでおこなうか、予算、喪主は誰、等々  
エンディングノートは、遺言書と違って法的な効力を持ちませんが、**気軽に自由に作成することが出来ます。**

1. 自分に万一のことがあったときも、家族が困らない
2. 日常生活の備忘録としても使える
3. 家族に対する自分の愛情を伝えることができる

生前、ちよつと照れくさく一言えないようなメッセージを残しておくことで、家族の悲しみを癒し、相続人間の気持ちのこすれも和らげる効果があります。  
次回は、エンディングノートを作るために、とても大切だけど盲点になる情報や、親など家族に書いてもらいたい場合の注意点などをお伝えします。

ご相談は、最寄りのハッピーハウス店舗または営業企画課にお気軽にごつぞ。